

令和3年9月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 令和3年10月12日(水) 開会 午前10時 5分
閉会 午前11時50分

場所 第5委員会室

出席委員 新井豪委員長

藤井健志副委員長

阿左美健司委員、高橋稔裕委員、横川雅也委員、神尾高善委員、

小谷野五雄委員、柿沼貴志委員、醍醐清委員、辻浩司委員、

萩原一寿委員、村岡正嗣委員、浅野日義英委員

説明者 [農林部]

強瀬道夫農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、

吉永光宏食品安全局長、西村恵太農業政策課長、

竹詰一農業ビジネス支援課長、野口雄一郎農業支援課長、

長谷川征慶生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長、

島崎二郎農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長

[環境部]

石塚智弘環境部参事兼エネルギー政策課長、深野成昭温暖化対策課長、

堀口浩二産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、

河原塚啓史みどり自然課長

会議に付した事件

農林業・農山村の循環型社会への貢献について

高橋委員

- 1 耕作放棄地の今後の見込みについて伺う。
- 2 ほ場整備が平均15年かかるという現状をどう考えるか。短くすべきと考えるが、どうか。
- 3 大規模化が難しい集落内の細かな農地の利用の指針などはあるか。

農業ビジネス支援課長

- 1 耕作放棄地は、令和元年度3,458ヘクタールであり、5年前の平成26年度の3,719ヘクタールと比較すると、300ヘクタール弱減少している。減少の主な要因は、農業委員会が農地パトロールで巡回する中で、使えない農地を使える方に譲り渡すという取組をしっかりと行っていることが挙げられる。また、大きな事業として、関係機関が農地中間管理事業にしっかりと取り組んでいただいている。農地中間管理機構である農林公社が、コーディネーターを動員して、農地を使えるうちに機構に預け、担い手に譲り渡すという取組が効果として現れていると思っている。
- 3 集落内の農地利用の指針はない。

農村整備課長

- 2 ほ場整備は、通常型のほ場整備と短縮した埼玉型のほ場整備を実施している。地域の実情に応じて、整備水準に合わせて、短期でできるような地域については埼玉型、若しくは農林公社の方で畦畔除去を主体とした事業で区画拡大する方法もある。こういったものを組み合わせてできるだけ短期に整備していくように努めてまいりたい。

高橋委員

耕作放棄地化の見込みについて、資料に書かれている施策を進めることで減らしていくことができるのか。担当部署の方の率直な感覚としてどうなっていくかということ、現状をしっかりと把握する意味で伺う。

農業ビジネス支援課長

耕作放棄地の面積については毎年度調査を行っており、年度によって若干の増減がある。現状としては、近年3,400ヘクタール程度で推移しており、これ以上、面積を増加させないように農地中間管理事業や農地パトロールなどの取組とともに、遊休農地を解消するためのハード整備を行って、面積を減少させるよう取り組んでいこうと考えている。

阿左美委員

- 1 農地の有効活用として農地中間管理事業、農地の基盤整備としてほ場整備、農地の管理・保全として多面的機能支払交付金、この三つの施策を実施する前後でどのくらい農業の生産性、稼ぐ力が上がったのか。
- 2 日常の森林管理道の保守管理はどのように実施しているか。
- 3 県産木材供給量96,000立方メートルとあるが、丸太伐採量と製材品使用量のどちらなのか。建築物への県産木材の利用促進について、消防法等の法令により木材利用には制限がある。現行の事業者への講習会だけではなく、特例措置や優遇策を設けるな

どしてはどうか。

- 4 埼玉県にはみどりの基金があり、今年、森林整備に振り分ける予算が1割減ったと思うが、減った理由、背景について伺う。

農業ビジネス支援課長

- 1 資料の2ページ目の農地中間管理事業の記述の中で作業の効率化という表現を使っている。具体的なデータとして、国の研究機関である農研機構の調査によると、40アール以上の農地を集積・集約化することで、ほ場内の作業時間やほ場間の移動時間が縮減され、トータルで10アール当たりの作業時間が約4割削減できるという結果が出ている。また、2019年の農水省の農業経営統計調査によると、水稻経営において経営規模が0.5から1ヘクタール規模だと10アール当たりの所得が約6,500円となっているが、3から5ヘクタールの規模だと、約43,000円となっており、所得が増加するとの結果が出ている。農地中間管理事業を実施することによって、もうかる農業が進んでいくと考えている。

農村整備課長

- 1 ほ場整備の効果としては、国の全国457地区の調査結果によると、稲作の生産コストが10アール当たり150,000円から98,000円に35パーセント低減した。また県内のデータでは種足野通川地区という大区画でほ場整備した地区で10アール当たり119,000円から57,000円に減少している。次に、多面的機能支払は直接的に生産性の向上に資するわけではないが、担い手に集中するような水路や道路の維持管理について地域全体で支援する取組であり、間接的に担い手への集積に対し効果がある。また、末端の水路の長寿命化の取組も行っており生産性の向上に資する。さらに、地域によっては景観作物を植栽し地域の交流や活性化に資する取組も行っており、間接的ではあるが生産性の向上につながっている。

森づくり課長

- 2 森林管理道整備事業により、除草、除雪、排土などを行っている。職員が毎日パトロールしており、舗装の陥没や落石などの応急処置をしている。
- 3 96,000立方メートルについては丸太の材積である。近年、法改正によって木造で耐火建築物の建築が可能になった。耐火基準を満たした耐火部材を使うのも一つの手段と考える。また、10月1日に木材利用促進法が改正され、木材利用に関する協定を結んだ民間事業者は、国や地方自治体による財政的支援を受けることがうたわれている。まだ詳細は不明だが、役に立てる部分があると考えている。
- 4 みどりの基金事業の今年度からの変更点であるが、森林経営管理法が施行され、市町村が主体となり、森林整備を行うことが明記されたところである。目的税である森林環境譲与税が令和2年度は令和元年度の2倍譲与されており、市町村には譲与税を活用して森林整備に取り組んでいただくことが期待されているところである。具体的には、水源地域の森づくりについては、所有者が管理できず事業体にも再委託できない森林の整備を条件不利森林として市町村にお願いしている。ただし、条件不利地の保安林については、防災上の観点、災害上の観点から引き続き県が整備を行っていく。また、里山平地林については、住民にとって身近な森林であるために、市町村主体の整備をお願いしたい。いずれの事業についても、森林環境譲与税を一定額森林整備に使ってもなお不足する市町村に対しては、引き続き県が支援を行っていく。

阿左美委員

横瀬小学校改築に関して、町民は地元横瀬町産の木材を使った木造を要望していたが、結局設計業者が得意なRC造になってしまった。今一度、民間業者が木材利用する際の支援策についての見通しについて伺う。

森づくり課長

横瀬小学校のように、大きな建築物を木造で計画する際に大きな問題となるのが、木造で設計できる人材がいなくということである。木造建築技術アドバイザーを市町村へ派遣し、設計・発注の方法から細かく指導しているので、活用していただきたい。実際に小鹿野町の庁舎建設に活用されている。

萩原委員

- 1 バイオマスの利活用は大切な話だと思う。これを促進していくとあるが、県はどのように現在、関わっているのか。今年度予算で、どのくらいの額を投じているのか。また、利活用の項目として「エネルギー」と出ているが、内容について詳しく伺う。
- 2 中大規模木造建築技術者講習会の状況と、技術者は何人いるのか。

農産物安全課長

- 1 予算は規模的には400,000円程度である。令和2年度の実績では、「農山村バイオマスの利活用」という県政出前講座の実施や、埼玉150周年1年前イベントの中でPR活動を実施し、バイオマスの利用に関するPRを行った。また、関係団体等に対する研修会を開催し「食品リサイクルの現状と課題」についての研修やリサイクルの事例紹介を行った。「エネルギー」については、食品残さを利用してバイオガスを取り出し、発電等を行っている事業者がいるので、「エネルギー」と記載した。

森づくり課長

- 2 中大規模木造建築技術者講習会は「地域を育て培うプロ養成講座」というものを開催している。平成30年度から開催しており平成30年度が63名、令和元年度が62名、令和2年度が28名、合計153名の方に受講していただいた。講師はその都度必要な方に依頼している。木造建築技術アドバイザーは21名認定している。

萩原委員

- 1 食品残さでの発電ということについて、県はこの分野を促進しているという話だったが、具体的にどのような関わりを持っているのか。
- 2 中大規模木造建築技術者講習会を受講するメリットは何か。

農産物安全課長

- 1 研修会の開催以外にも、食品リサイクル事例集を県が作成し、関係団体に紹介や案内をしている。

森づくり課

全5回、4講義行っており、木材建築に関する幅広い分野を学ぶことができる点で好評をいただいている。建築士会とも連携しており、受講することによって建築士はCPDと

いう認定を受けることができる。

萩原委員

受講者が県の入札に参加する際にポイントをプラスするなど、特典を持たせる考えはあるか。

森づくり課長

今のところそのようなポイントはない。今後、中大規模木造建築は伸びる分野であるが、建築できる方がいないことが問題点となっている。受講していただければそうした手を付けていなかった分野に進出できるというメリットはあると考える。

柿沼委員

自然再生エネルギーの太陽光パネル、メガソーラーを森林を伐採して作るのは本末転倒ではないかという話も出ている中、自然再生・循環型社会という観点から、どういったことが問題であり、どのように解決し、どういった方向性に持っていくのか。

森づくり課長

太陽光発電については全国的に問題になっている。山間部で太陽光パネルを設置し、自然斜面に設置することで災害が起きたり、関連して地元の方たちとの協議がなかなか難しかったりすることがある。国でも問題意識を持っており、昨年度研究会を立ち上げ、運用細則を改めている。県もこれにのっとり要領の内容を変えており、勾配が急な場所や水が出る場所については擁壁や排水施設、防災施設を確実に設置するよう定め、残すべき森林率を25パーセント、うち残置森林率はおおむね15パーセントという基準を設けて、適正に太陽光パネルが設置されるようにしている。

柿沼委員

自然再生・循環型社会という観点から、森林を守っていくという点も大事である。その観点を持って対応していただきたい。(要望)

横川委員

- 1 農地中間管理事業は、集積や集約が難しいとされている山間地や丘陵地においても置き去りにせず、できる取組から始めるべきであると以前から申し上げてきたが、取組事例等に進展はあったか。
- 2 S-GAP実践農場を657経営体育成しているということだが、経営体全体数に占める割合はどのくらいか。実践に至らない経営体というのはどんな理由か。
- 3 中大規模木造建築技術者講習会の育成の目標値は設定されているか。また、育成後の認定制度を県として設けているか。また、横瀬町の小学校では、検討されたものの木造には至らなかったとのことだが、木造建築技術アドバイザーの存在がしっかりと周知されているのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 中山間地域に限らず、農地中間管理事業の推進については、農地中間管理機構のコーディネーターや地元の農業委員、農地利用最適化推進委員が現地を回り、耕作できない農地を機構に預けるという取組を進めている。中山間地域は地形的に結びつきが困難な

地域もある。機構としても貸付け先がなかなか見つからない場合、借り受けることが難しいといったことが課題となっている。先月、全農業委員、全農地利用最適化推進委員を対象とした研修会を開催した。東松山市の女性農業委員から「日々、水田を見回る中で、点在する農地を見て、今は働けるが、5年後、10年後は大丈夫なのか、歯抜け状態になっていく農地を農家はどう思っているのかというような問題意識を持ち、一軒一軒農家を回ったことが取組のきっかけとなった」という話もあった。また、坂戸市の農地利用最適化推進委員からは、「以前、こうした研修会の中で他の地域が遊休農地を解消する中で、企業参入を活用しながら、農地中間管理事業や基盤整備事業を導入した事例を聞いたことが、取組のきっかけとなった」という発表をしていただいた。こうした事例を細かく情報提供していきながら、農業委員などが動いていただけるよう喚起していくとともに、農地中間管理事業は基盤整備とセットで行うことが効果的であるので、こうした取組を推進していきたい。

農産物安全課長

- 2 主業農家8,000経営体のうちの2割である1,600経営体のS-GAP取得を目指している。実践に至らない理由は、生産者に話を聞くと、生産履歴をきちんとつけることに対する抵抗感があることや、生産物の価格への反映がされず、なかなかモチベーションが上がらないという声を聞いている。

森づくり課長

- 3 技術者育成の目標値はない。長期的な目標としては、県産木材供給量を令和7年度に116,000立方メートルに引き上げることである。講習者の認定制度については、建築士のCPD取得制度がある。アドバイザー制度の周知については、令和2年度に職員が都市部の45市町を訪問しアドバイザー制度等の紹介をした。また、各市町村の営繕担当者が集まる営繕協議会へメールの送付やチラシの配布を行っている。

横川委員

- 1 S-GAPの取得に向けては記録することがハードルになっているとのことだが、そういったこともしっかり認識いただくことでS-GAPが普及すると思う。これまでも同様の課題があったと思うが、何か取組として改めてきたことはあるのか。
- 2 技術者の育成については、重要な課題だという認識がありながら、目標設定がない。県産木材供給量引き上げを達成するための1つの策として、技術者育成の目標値を設定すべきであると考えているが、認識を伺う。

農産物安全課長

- 先ほどの答弁における数字の訂正をお願いする。先ほど、母数を8,000とお伝えしたが、これは平成22年度の数字で、令和2年度の主業農家は4,600となっている。
- 1 どのような取組の改善を行ってきたかということだが、生産者としてしっかり話を進めることが大前提だと思っている。管理や記録という部分をしっかり理解していただき、実践していただく中でS-GAPの取得につなげていく。

森づくり課長

- 2 目標値の設定は重要だと思うので、今後検討する。

辻委員

都市部などで新規就農する方で有機農業を始める方がいるが、既に就農している方への支援制度、普及制度だと思う。有機や自然栽培で就農していく場合の支援策を伺う。

農業支援課長

熊谷市にある県農業大学校には、一年課程の有機農業専攻を設置している。有機農業専攻では、有機農業を行っている県内の農家の協力を得ながら、有機栽培の技術から販売を学べる内容の場所がある。そこで有機農業を学べるよう支援を行っている。

辻委員

有機農業や自然栽培で就農する場合、あえて草を刈らないことなどにより、農地をきちんと管理していることが支援条件となる既存の就農制度に当てはまらないことがある。既存の支援策と環境保全型の農法が必ずしも合致しない現状があるように思うが、支援策についてどのように考えるか。

農産物安全課長

有機農業だと一般的な農薬や除草剤を使わないので草刈り等の手間がかかる。環境保全型農業や有機農業を実践する上で除草等の手間賃や掛かり増し経費を支援する制度を、国の交付金により設けている。

辻委員

自然栽培では除草の手間がかかるというよりは、あえて除草をしないという思想でやっており、一般の農法にはなじまない。支援策とのそごがあるなどの状況等を把握していたり、そごを感じていたりしているのか。

農産物安全課長

自然栽培の生産者を特に対象とした支援は設けていない。

村岡委員

- 1 木造公共施設整備に関して、資料掲載写真はどこの建物なのか。
- 2 これまで県内で県産木材を使った公共施設はどのようなものがあるか。そのうち最も木材利用量の多いものはどれか。
- 3 技術者育成に関して、主要な公共施設は県内業者が受注しづらいと聞くが、地元業者が受注するために心を砕いてもらえないか。また、実体験の場をつくること、木造公共施設の発注を増やすことも大事である。今後需要が見込まれると思うが、特に市町村の庁舎建設について、県産木材の利用とともに地元業者への発注について、県としてどうアピールするのか。

森づくり課長

- 1 写真は飯能市商工会議所である。令和2年度竣工で、西川材のスギ・ヒノキを用いている。
- 2 平成25年度の農業大学校が最もボリュームが大きい。県産木材利用量は1,125立方メートルである。

3 技術者育成に関して、CLTという部材を使用した飯能市商工会議所を講習会や、市町村の職員向け講習会でも見ていただいている。今年はできなかったが、見学ツアーも開催している。森林環境譲与税が各市町村に配分され、各市町村で譲与税を使った木材利用が可能となった。地元の業者による地元密着型の建物ができると予想されるため、紹介していきたいと考えている。

村岡委員

- 1 今後の庁舎木造化について市町村にどういった働き掛けをしてきたのか。また、建設するなら木造がいいという声を広げることが必要であるがどうか。
- 2 10月が木材利用促進月間だが、県の取組について伺う。

森づくり課長

- 1 庁舎建設の働き掛けとしては、県内全63市町村で市町村有施設の木造化・木質化指針を策定済みであり、公共施設を造る際には原則木造とする、あるいは県産木材を使用することをうたっていた。あわせて、木造建築技術アドバイザーの派遣や市町村へ職員が出向くなどし、木材利用の促進についてアドバイスしている。また、県ホームページで木造建築物の事例集も公開している。
- 2 10月8日の木の日、県庁みどりの広場で木材利用推進キャンペーンを開催した。法律化以前に10月の木材利用の推進月間を県で定めていたので、一層PRを進めていきたい。

村岡委員

6月に木材利用促進法の改正があり10月から施行された。農林水産省に立ち上がった木材利用促進本部の方針の中では、国が整備する庁舎や研修施設といった建築物は原則として木造化を図るとされた。同法施行規則において耐火性のあるものとして新たな木材が明記されるなど技術が進んでいるが、そのアピールも足りておらず、技術者も足りていない状況である。そうした意味でも国のように県有施設も原則木造化を図るという方向性を持つべきだと思うが、いかがか。

森づくり課長

県有施設の木造化・木質化に関する指針においても、国の法に基づき県有施設も原則として木造化とする方向で指針の改正を検討・研究をしている。

小谷野委員

森林への太陽光発電施設の開発については、道路や住宅などの近くでの林地開発は業者の防災対策が十分でないと思う。国による規制、森林法の改正が必要であるが、それについてどう考えているのか。

農林部長

森林における太陽光発電施設を含めた盛土や林地開発は重要な問題である。森林法の林地開発許可制度は、許可の基準が満たされれば、許可しなければならないこととなっており、県では厳格に運用している。課題もあることから庁内で副知事をトップに太陽光発電を含めて山林の盛土や開発について検討していく場を設け、国への要望も含めて検討していきたいと考えている。

小谷野委員

県はこれまで廃棄物や残土の問題を経験しているはずであり、大きな問題になる前に、首長を集めて話をして後手後手に回る前に対応していくことが重要だと考えるが、いかがか。

農林部長

委員の話を受け止めてしっかりと対応していきたい。

神尾委員

答弁を聞いていると「自分たちは仕事をしている」と言っているが、その仕事は第1次産業をしている方々の利益になっているのかと感じた。農地集積はどういう優先順位でやっているのか。基盤整備もやっていくだろう。多面的機能支払交付金は、農家と非農家と一緒に農地を守る良い事業だと思うが、バイオマスやS-GAPの普及も何のためにやっているのか。林業は出口を大きくすべきである。消費が拡大すれば生産できる。そうして出荷していけば、循環型の木材利用拡大になっていく。各担当の課がそれぞれに事業を行っており、誰を守っていくかが見えてこないと感じる。それでは第1次産業を守れず、生産者サイドに立った事業展開が重要である。循環型社会の構築に貢献している人たちに、農林部は何をしたらよいかを再度検討し、実行していただきたいと考えるが、いかがか。

農林部長

今回審査いただいている内容については、農林業が適切に営まれることによって多面的機能が発揮され、循環型社会への貢献が達成されるということが背景となっている。今回の資料は、多くの農林業施策がある中で、循環型社会に貢献する部分を抜き出して作っているので、御指摘のような印象を受けるのかもしれない。ベースとしては、農林業の振興を図っていくということが大前提なので、担い手の育成、生産の振興についても、実効性の高い施策を検討し、実施していきたい。

神尾委員

コロナ禍になって木材が値上がりした。こういう時こそ、県産材が製材され市場に出回ってれば、生産者に収入として反映されたのではないか。林業の方とのきめ細かな話合いの中で事業を展開するのが大事である。何をしたら第1次産業が守られていくか、最低限達成すべき数値を把握して今後の事業展開をしていただきたいが、その意気込みを伺う。

農林部長

今回の木材価格の上昇については、普段から県産木材の供給を行うつながりがあったところでは、外国からの木材の供給が途絶えても順調に供給された。普段から県産木材を使っていたのが重要と考えている。そのためには、搬出コストの削減にも取り組んでいかなければいけない。農業についても同様に、実際の現状や数値を十分把握して、目標を定めながらしっかりと政策を進めていきたい。